

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
30	障がい者総合支援法による自立支援給付及び地域生活支援事業に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

阿南市は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号。以下「障がい者総合支援法」という。)による自立支援給付及び地域生活支援事業に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、その取扱いが、個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

徳島県阿南市長

公表日

令和8年9月2日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	障がい者総合支援法による自立支援給付及び地域生活支援事業に関する事務
②事務の概要	障がい者総合支援法に基づき、障がい者(児)に対し、必要な障がい福祉サービスに係る給付、自立支援医療費及び補装具の支給並びに地域生活支援事業の実施に関する事務を行う。 阿南市は、障がい者総合支援法、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)の規定に基づき、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 ①障がい者総合支援法による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって、主務省令で定めるもの ②障がい者総合支援法による地域生活支援事業の実施に関する事務 ③障がい者総合支援法による自立支援給付の支払等の実施に関する事務であって、主務省令で定めるもの ※当市では「③障がい者総合支援法による自立支援給付の支払等の実施に関する事務」について、国民健康保険団体連合会(国保連合会)に委託をして事務を実施しており、国保連合会が当該事務を実施するに当たって、個人番号が記載された「受給者異動連絡票(訂正時には訂正済連絡票)」を提供している。 ※番号法に基づいて、本市は、障がい者総合支援法による自立支援給付等関係事務において、情報ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報連携を行う。情報提供に必要な情報を「副本」として中間サーバーへ登録する。 ＜Public Medical Hub(PMH)を活用した情報連携に係る障がい者総合支援法による自立支援給付及び地域生活支援事業に関する事務＞ ・情報連携のため、本市は、Public Medical Hub(PMH)へ本事務に係る対象者の個人番号を含む対象者情報紐付け及び登録を行う。 ・住民は、マイナポータルを介して、自身の本事務に係る給付の資格情報の取得/閲覧が可能となる。 ・住民が、医療機関受診時に公費医療費助成の給付を受ける際に、従来の紙の受給者証に代えて、マイナンバーカードをオンライン資格確認端末で用いることにより、資格情報を医療機関が取得/閲覧することが可能となる。
③システムの名称	1 障がい福祉システム(標準準拠システム) 2 番号連携サーバー 3 中間サーバー 4 伝送通信ソフト ※伝送通信ソフトは、国保連合会が障がい者総合支援法による自立支援給付の支払等システムにて使用するデータについて、電子メール方式で市町村と国保連合会との間で、データの送受信を行うシステムのこと。なお、市町村と国保連合会との通信環境は、専用回線を使用している。 5 Public Medical Hub(PMH)

2. 特定個人情報ファイル名

①障がい福祉情報ファイル ②伝送通信ファイル ・受給者異動連絡票データのファイル ・受給者訂正連絡票データのファイル ※伝送通信ソフトシステムのファイルを暗号化し、国保連合会へ送信する。

3. 個人番号の利用

法令上の根拠	・番号法第9条第1項 別表117の項、同法第19条第6号 ・阿南市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年阿南市条例第22号)第4条第2項
--------	--

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

①実施の有無	〔 実施する 〕 ＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
--------	--

②法令上の根拠	(情報提供の根拠) 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表14、15、37、75、144、145、146 (情報照会の根拠) 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表11、15、20、37、80、144、145、155、161
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	保健福祉部福祉事務所地域共生推進課
②所属長の役職名	福祉事務所長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	阿南市総務部総務課 〒774-8501 徳島県阿南市富岡町トノ町12番地3 電話 0884-22-3804
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	阿南市保健福祉部福祉事務所地域共生推進課 〒774-8501 徳島県阿南市富岡町トノ町12番地3 電話 0884-22-3440
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人未満(任意実施)]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和8年8月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和8年8月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業		
[] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	マイナンバー利用事務における登録手続については、横断的なガイドライン、阿南市特定個人情報等取扱事務要領、阿南市情報セキュリティポリシー等に基づき、各種申請を受け付ける際に申請者からマイナンバーの提供を受け、併せて記載番号の正確性を確認している。申請者からマイナンバーが提示されない場合には、住基ネット照会を用い、原則として4情報又は住所を含む3情報による確認を実施している。さらに、いずれの段階においても複数職員によるチェック体制をとっており、人為的な誤りが生じるリスクに対しては十分な対応が講じられていると判断できる。	

9. 監査		
実施の有無	☐ 自己点検 ☐ 内部監査 ☐ 外部監査	
10. 従業員に対する教育・啓発		
従業員に対する教育・啓発	☐ 十分に行っている ☐ <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない	
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [] 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	☐ 9) 従業員に対する教育・啓発 ☐ <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発	
	当該対策は十分か【再掲】	☐ 十分である ☐ <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	毎年度、特定個人情報を取り扱う業務に携わる職員を対象に、研修の実施や自己点検の取組を行っている。研修では受講状況を確認するとともに、関係職員全員が受講できるよう必要な対応を整えている。こうした取組により、職員への教育・啓発については「十分に実施されている」と判断できる。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年4月1日	I 5. 評価実施機関における担当部署	福祉事務所長 松田 晋介	福祉事務所長 数藤 康彦	事後	
平成28年11月17日	I 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	障害者総合支援法に基づき、障がい者(児)に対し、必要な障がい福祉サービスに係る給付、自立支援医療費及び補装具の支給並びに地域生活支援事業の実施に関する事務を行う。 阿南市は、障害者総合支援法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を下記の事務で取り扱う。 障害者総合支援法による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって、主務省令で定めるもの	障がい者総合支援法に基づき、障がい者(児)に対し、必要な障がい福祉サービスに係る給付、自立支援医療費及び補装具の支給並びに地域生活支援事業の実施に関する事務を行う。 阿南市は、障がい者総合支援法、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)及び阿南市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年阿南市条例第22号。以下「利用提供条例」という。)の規定に基づき、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 ①障がい者総合支援法による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって、主務省令で定めるもの ②障がい者総合支援法による地域生活支援事業の実施に関する事務であって、阿南市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則(平成27年阿南市規則第32号。以下「利用提供規則」という。)で定めるもの	事後	
平成28年11月17日	I 3. 個人番号の利用	①番号法第9条第1項 別表第1の12、34及び84の項 ②行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第1の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第12条及び第25条	①番号法第9条第1項 別表第1の12、34及び84の項 ②行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第1の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第12条、第25条及び第60条 ③利用提供規則第42条	事後	
平成28年11月17日	I 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	番号法第19条第7号 (別表第2における情報提供の根拠) ・別表第2の15、16、26、56の2、87及び116の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号。以下「別表第2省令」という。)第12条、第19条、第30条及び第44条 (別表第2における情報照会の根拠) ・別表第2の20、53、108、109及び110の項 ・別表第2省令 第14条、第27条及び第55条	番号法第19条第7号 (別表第2における情報提供の根拠) ・別表第2の16、26、56の2、57、87及び116の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号。以下「別表第2省令」という。)第12条、第19条、第30条、第31条及び第44条(別表第2における情報照会の根拠) ・別表第2の20、53、108、109及び110の項 ・別表第2省令 第14条、第27条、第55及び第55条の2 番号法第19条第8号 ・利用提供条例第4条第2項及び別表第2の23の項 ・利用提供規則第42条	事後	
平成29年3月14日	I 1. ②事務の概要	障がい者総合支援法に基づき、障がい者(児)に対し、必要な障がい福祉サービスに係る給付、自立支援医療費及び補装具の支給並びに地域生活支援事業の実施に関する事務を行う。 阿南市は、障がい者総合支援法、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)及び阿南市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年阿南市条例第22号。以下「利用提供条例」という。)の規定に基づき、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 ①障がい者総合支援法による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって、主務省令で定めるもの ②障がい者総合支援法による地域生活支援事業の実施に関する事務であって、阿南市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則(平成27年阿南市規則第32号。以下「利用提供規則」という。)で定めるもの	(長文のため一部割愛) ①障がい者総合支援法による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって、主務省令で定めるもの ②障がい者総合支援法による地域生活支援事業の実施に関する事務であって、阿南市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則(平成27年阿南市規則第32号。以下「利用提供規則」という。)で定めるもの ③障がい者総合支援法による自立支援給付の支払等の実施に関する事務であって、主務省令で定めるもの ※当市では「③障がい者総合支援法による自立支援給付の支払等の実施に関する事務」について、国民健康保険団体連合会(国保連合会)に委託をして事務を実施しており、国保連合会が当該事務を実施するに当たって、個人番号が記載された「受給者異動連絡票(訂正時には訂正済連絡票)」を提供している。 ※番号法別表第2に基づいて、本市は、障がい者総合支援法による自立支援給付等関係事務において、情報ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報連携を行う。情報提供に必要な情報を「副本」として中間サーバーへ登録する。	事前	
平成29年3月14日	I 1. ②システムの名称	1 障がい福祉システム 2 番号連携サーバー 3 中間サーバー	1 障がい福祉システム 2 番号連携サーバー 3 中間サーバー 4 伝送通信ソフト ※伝送通信ソフトは、国保連合会が障がい者総合支援法による自立支援給付の支払等システムにて使用するデーターについて、電子メール方式で市町村と国保連合会との間で、データーの送受信を行うシステムのこと。なお、市町村と国保連合会との通信環境は、専用回線を使用している。	事前	様式改正に伴う変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年3月14日	2. 特定個人情報ファイル名	①障がい福祉情報ファイル	①障がい福祉情報ファイル ②伝送通信ファイル ・受給者異動連絡票データのファイル ・受給者訂正連絡票データのファイル ※伝送通信ソフトシステムのファイルを暗号化し、国保連合会へ送信する。	事前	
平成29年3月14日	Ⅱ 2. 取扱者数	500人以上	500人未満	事後	
平成29年4月1日	I 3. 法令上の根拠	①番号法第9条第1項 別表第1の12、34及び84の項 ②行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第1の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第12条、第25条及び第60条 ③利用提供規則第42条	①番号法第9条第1項 別表第1の12、34及び84の項 ②行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第1の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第12条、第25条及び第60条 ③利用提供条例第4条第2項別表第2の23の項 ④利用提供規則第42条	事後	様式改正に伴う追加
平成29年4月1日	I 4. ②法令上の根拠	番号法第19条第7号、第8号 (別表第2における情報提供の根拠) ・別表第2の16、26、56の2、57、87及び116の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号。以下「別表第2省令」という。)第12条、第19条、第30条、第31条及び第44条 (別表第2における情報照会の根拠) ・別表第2の20、53、108、109及び110の項 ・別表第2省令第14条、第27条、第55条及び第55条の2 番号法第19条第7号、第8号 ・利用提供条例第4条第2項及び別表第2の23の項 ・利用提供規則第42条	番号法第19条第7号及び第8号 (別表第2における情報提供の根拠) ・別表第2の16、26、56の2、57、87及び116の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号。以下「別表第2省令」という。)第12条、第19条、第30条、第31条及び第44条 (別表第2における情報照会の根拠) ・別表第2の20、53、108、109及び110の項 ・別表第2省令第14条、第27条、第55条及び第55条の2 番号法第19条第7号及び第8号 ・利用提供条例第4条第2項及び別表第2の23の項 ・利用提供規則第42条	事前	
平成29年4月1日	I 5. 評価実施機関における担当部署	福祉事務所長 数藤 康彦	福祉事務所長 倉野 克省	事後	
平成29年4月1日	I 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	阿南市企画部行政情報課 電話 0884-28-9885	阿南市総務部総務課 電話 0884-22-3804	事後	
平成30年4月1日	I 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	番号法第19条第7号及び第8号 (別表第2における情報提供の根拠) ・別表第2の16、26、56の2、57、87及び116の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号。以下「別表第2省令」という。)第12条、第19条、第30条、第31条及び第44条 (別表第2における情報照会の根拠) ・別表第2の20、53、108、109及び110の項 ・別表第2省令第14条、第27条、第55条及び第55条の2 番号法第19条第7号及び第8号 ・利用提供条例第4条第2項及び別表第2の23の項 ・利用提供規則第42条	番号法第19条第7号及び第8号 (別表第2における情報提供の根拠) ・別表第2の16、26、56の2、57、87及び116の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号。以下「別表第2省令」という。)第12条、第19条、第30条、第31条、第44条及び第59条の2 (別表第2における情報照会の根拠) ・別表第2の20、53、108、109及び110の項 ・別表第2省令第14条、第27条、第55条、第55条の2及び第55条の3 番号法第19条第7号及び第8号 ・利用提供条例第4条第2項及び別表第2の23の項 ・利用提供規則第42条	事後	
平成30年4月1日	I 5. 評価実施機関における担当部署	福祉事務所長 倉野 克省	福祉事務所長 金久 博	事後	
平成31年4月1日	I 5. 評価実施機関における担当部署	福祉事務所長 金久 博	福祉事務所長	事後	様式改正に伴う変更
平成31年4月1日	I 3. 法令上の根拠	①番号法第9条第1項 別表第1の12、13、84の項 ②行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第1の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第12条、第25条及び第60条	①番号法第9条第1項 別表第1の84の項 ②行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第1の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第60条第1号及び第4号	事後	
平成31年4月1日	I 4. ②法令上の根拠	番号法第19条第7号及び第8号 (別表第2における情報提供の根拠) ・別表第2の16、26、56の2、57、87及び116の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号。以下「別表第2省令」という。)第12条、第19条、第30条、第31条、第44条及び第59条の2 (別表第2における情報照会の根拠) ・別表第2の20、53、108、109及び110の項	番号法第19条第7号及び第8号 (別表第2における情報提供の根拠) ・別表第2の8、11、16、26、56の2、57、87及び116の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号。以下「別表第2省令」という。)第7条、第10条、第12条、第19条、第30条、第31条、第44条及び第59条の2 (別表第2における情報照会の根拠) ・別表第2の108、109及び110の項	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年4月1日	I 5. 評価実施機関における担当部署	福祉事務所長 金久 博	福祉事務所長	事後	様式改正に伴う変更
平成31年4月1日	II しきい値判断項目 1. いつ時点の係数か	平成28年11月1日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	
平成31年4月1日	II しきい値判断項目 2. いつ時点の係数か	平成28年11月1日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	
平成31年4月1日	IV リスク対策	—	評価書記載のとおり	事後	様式改正に伴う追加
令和1年10月30日	II しきい値判断項目 1. いつ時点の係数か	平成31年4月1日 時点	令和元年10月30日 時点	事後	
令和1年10月30日	II しきい値判断項目 2. いつ時点の係数か	平成31年4月1日 時点	令和元年10月30日 時点	事後	
令和3年4月1日	I 5. 評価実施機関における担当部署①	保健福祉部福祉事務所福祉課	保健福祉部福祉事務所地域共生推進課	事後	
令和3年4月1日	I 5. 評価実施機関における担当部署②	福祉事務所長	課長	事後	
令和3年4月1日	I 8. 特定個人情報ファイルの取り扱いに関する問合せ	阿南市保健福祉部福祉事務所福祉課 電話 0884-22-1592	阿南市保健福祉部福祉事務所地域共生推進課 電話 0884-22-3440	事後	
令和3年4月1日	II しきい値判断項目 1. いつ時点の係数か	令和元年10月30日 時点	令和3年4月1日 時点	事後	
令和3年4月1日	II しきい値判断項目 2. いつ時点の係数か	令和元年10月30日 時点	令和3年4月1日 時点	事後	
令和3年4月1日	IV リスク対策 8. 監査	自己点検、外部点検	自己点検	事後	
令和4年4月1日	I 3法令上の根拠	③利用提供条例第4条第2項別表第2の23の項	③利用提供条例第4条第2項及び別表第2の23の項	事後	
令和4年4月1日	I 4. ②法令上の根拠	番号法第19条第7号及び第8号 (別表第2における情報提供の根拠) ・別表第2の8、11、16、26、56の2、57、87及び116の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号。以下「別表第2省令」という。)第7条、第10条、第12条、第19条、第30条、第31条、第44条及び第59条の2	番号法第19条第8号、第9号及び別表第2 (別表第2における情報提供の根拠) ・別表第2の8、11、16、26、56の2、57、87及び116の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号。以下「別表第2省令」という。)第7条、第10条、第12条、第14条、第19条、第27条、第30条、第31条、第44条、55条及び第59条の2	事後	
令和4年4月1日	I 5. 評価実施機関における担当部署②	課長	福祉事務所長	事後	
令和4年4月1日	II しきい値判断項目 1. いつ時点の計数か	令和3年4月1日 時点	令和4年4月1日 時点	事後	
令和4年4月1日	II しきい値判断項目 1. いつ時点の計数か	令和3年4月1日 時点	令和4年4月1日 時点	事後	
令和4年4月1日	IV リスク対策 8. 監査	[]内部監査	[○]内部監査	事後	
令和5年4月1日	II しきい値判断項目 1. いつ時点の計数か	令和4年4月1日 時点	令和5年4月1日 時点	事後	
令和5年4月1日	II しきい値判断項目 1. いつ時点の計数か	令和4年4月1日 時点	令和5年4月1日 時点	事後	
令和6年4月1日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和5年4月1日 時点	令和6年4月1日 時点	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年6月3日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ② 事務の概要	障がい者総合支援法に基づき、障がい者(児)に対し、必要な障がい福祉サービスに係る給付、自立支援医療費及び補装具の支給並びに地域生活支援事業の実施に関する事務を行う。 阿南市は、障がい者総合支援法、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)及び阿南市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年阿南市条例第22号。以下「利用提供条例」という。)の規定に基づき、特定個人情報を以下の事務で取り扱う (長文のため一部割愛) ②障がい者総合支援法による地域生活支援事業の実施に関する事務であって、阿南市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則(平成27年阿南市規則第32号。以下「利用提供規則」という。)で定めるもの (長文のため一部割愛) ※番号法別表第2に基づいて、本市は、障がい者総合支援法による自立支援給付等関係事務において、情報ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報連携を行う。情報提供に必要な情報を「副本」として中間サーバーへ登録する。	障がい者総合支援法に基づき、障がい者(児)に対し、必要な障がい福祉サービスに係る給付、自立支援医療費及び補装具の支給並びに地域生活支援事業の実施に関する事務を行う。 阿南市は、障がい者総合支援法、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)の規定に基づき、特定個人情報を以下の事務で取り扱う (長文のため一部割愛) ②障がい者総合支援法による地域生活支援事業の実施に関する事務 (長文のため一部割愛) ※番号法に基づいて、本市は、障がい者総合支援法による自立支援給付等関係事務において、情報ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報連携を行う。情報提供に必要な情報を「副本」として中間サーバーへ登録する。 ＜Public Medical Hub(PMH)を活用した情報連携に係る障がい者総合支援法による自立支援給付及び地域生活支援事業に関する事務＞ ・情報連携のため、本市は、Public Medical Hub(PMH)へ本事務に係る対象者の個人番号を含む対象者情報紐付け及び登録を行う。 ・住民は、マイナポータルを介して、自身の本事務に係る給付の資格情報の取得/閲覧が可能となる。 ・住民が、医療機関受診時に公費医療費助成の給付を受ける際に、従来の紙の受給者証に代えて、マイナンバーカードをオンライン資格確認端末で用いることにより、資格情報を医療機関が取得/閲覧することが可能となる。	事前	
令和6年6月3日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	1 障がい福祉システム 2 番号連携サーバー 3 中間サーバー 4 伝送通信ソフト ※伝送通信ソフトは、国保連合会が障がい者総合支援法による自立支援給付の支払等システムにて使用するデーターについて、電子メール方式で市町村と国保連合会との間で、データーの送受信を行うシステムのこと。なお、市町村と国保連合会との通信環境は、専用回線を使用している。	1 障がい福祉システム 2 番号連携サーバー 3 中間サーバー 4 伝送通信ソフト ※伝送通信ソフトは、国保連合会が障がい者総合支援法による自立支援給付の支払等システムにて使用するデーターについて、電子メール方式で市町村と国保連合会との間で、データーの送受信を行うシステムのこと。なお、市町村と国保連合会との通信環境は、専用回線を使用している。 5 Public Medical Hub(PMH)	事前	
令和6年6月3日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	①番号法第9条第1項 別表第1の84の項 ②行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第1の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第60条第1号及び第4号 ③利用提供条例第4条第2項及び別表第2の23の項 ④利用提供規則第42条	・番号法第9条第1項 別表117の項、同法第19条第6号 ・阿南市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年阿南市条例第22号)第4条第2項	事後	
令和6年6月3日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 法令上の根拠	番号法第19条第7号及び第8号 (別表第2における情報提供の根拠) ・別表第2の8、11、16、26、56の2、57、87及び116の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号。以下「別表第2省令」という。)第7条、第10条、第12条、第19条、第30条、第31条、第44条及び第59条の2 (別表第2における情報照会の根拠) ・別表第2の108、109及び110の項 ・別表第2省令第14条、第27条、第55条、第55条の2及び第55条の3 番号法第19条第7号及び第8号 ・利用提供条例第4条第2項及び別表第2の23の項 ・利用提供規則第42条	番号法第19条第8号	事後	
令和7年8月5日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 法令上の根拠	番号法第19条第8号	(情報提供の根拠) 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表14、15、37、75、144、145、146 (情報照会の根拠) 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表11、15、20、37、80、144、145、155、161	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年8月18日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	1 障がい福祉システム 2 番号連携サーバー 3 中間サーバー 4 伝送通信ソフト ※伝送通信ソフトは、国保連合会が障がい者総合支援法による自立支援給付の支払等システムにて使用するデータについて、電子メール方式で市町村と国保連合会との間で、データの送受信を行うシステムのこと。なお、市町村と国保連合会との通信環境は、専用回線を使用している。 5 Public Medical Hub (PMH)	1 障がい福祉システム(標準準拠システム) 2 番号連携サーバー 3 中間サーバー 4 伝送通信ソフト ※伝送通信ソフトは、国保連合会が障がい者総合支援法による自立支援給付の支払等システムにて使用するデータについて、電子メール方式で市町村と国保連合会との間で、データの送受信を行うシステムのこと。なお、市町村と国保連合会との通信環境は、専用回線を使用している。 5 Public Medical Hub (PMH)	事前	
令和7年8月18日	I 関連情報 2. 特定個人情報ファイル名	①障がい福祉情報ファイル ②伝送通信ファイル ・受給者異動連絡票データのファイル ・受給者訂正連絡票データのファイル ※伝送通信ソフトシステムのファイルを暗号化し、国保連合会へ送信する。	①障がい福祉情報ファイル ②伝送通信ファイル ・受給者異動連絡票データのファイル ・受給者訂正連絡票データのファイル ※伝送通信ソフトシステムのファイルを暗号化し、国保連合会へ送信する。	事後	
令和7年8月18日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の係数か	令和6年4月1日 時点	令和7年8月1日 時点	事後	時点修正
令和7年8月18日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の係数か	令和6年4月1日 時点	令和7年8月1日 時点	事後	時点修正
令和7年8月18日	IV リスク対策 8. 人手を介在させる作業 人為的ミスが発生するリスク への対策は十分か		[十分である]	事後	様式改正に伴う追加
令和7年8月18日	IV リスク対策 8. 人手を介在させる作業 判断の根拠		マイナンバー利用事務における登録手続については、横断的なガイドライン、阿南市特定個人情報等取扱事務要領、阿南市情報セキュリティポリシー等に基づき、各種申請を受け付ける際に申請者からマイナンバーの提供を受け、併せて記載番号の正確性を確認している。申請者からマイナンバーが提示されない場合には、住基ネット照会を用い、原則として4情報又は住所を含む3情報による確認を実施している。さらに、いずれの段階においても複数職員によるチェック体制をとっており、人為的な誤りが生じるリスクに対しては十分な対応が講じられていると判断できる。	事後	様式改正に伴う追加
令和7年8月18日	IV リスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策 最も優先度が高いと考えられる対策		9) 従業者に対する教育・啓発	事後	様式改正に伴う追加
令和7年8月18日	IV リスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策 当該対策は十分か【再掲】		[十分である]	事後	様式改正に伴う追加
令和7年8月18日	IV リスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策 判断の根拠		毎年度、特定個人情報を取り扱う業務に携わる職員を対象に、研修の実施や自己点検の取組を行っている。研修では受講状況を確認するとともに、関係職員全員が受講できるよう必要な対応を整えている。こうした取組により、職員への教育・啓発については「十分に実施されている」と判断できる。	事後	様式改正に伴う追加
令和8年8月21日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和7年8月1日 時点	令和8年8月1日 時点	事後	時点修正